

教教厚第430号
平成22年7月26日

新しい歴史教科書をつくる会
藤岡 信勝 様

横浜市教育委員会
委員長 今田 忠彦



横浜市教職員組合(浜教組)の違法行為に関する請願について (回答)

平成22年6月7日に受理いたしました請願書「横浜市教職員組合(浜教組)の違法行為に関する請願」につきましては、平成22年6月22日の教育委員会で審査した結果、不採択と決定しましたので通知します。

<不採択決定についての考え方>

まず、「自由社版『新編 新しい教科書』でどう教えるか?」という冊子を作成した「横浜教科書研究会」は、横浜市教職員組合とは別の団体と聞いています。

横浜市教職員組合が作成した「中学校歴史資料集」は、適正・公正な手続きを通じて昨年8月に行った中学校の教科書採択を否定する内容となっている点、及び、使用方法についても授業の中で資料集のみを使用して指導する展開例も示されている点、並びに、学校ポストは、教育委員会事務局と学校間等の公務連絡のためのものであり、昨年8月に業務外、私的利用を禁止する通知をしたところであるにもかかわらず資料集を配布するために学校ポストを使用した点が不適切であると捉えております。

このため、平成22年4月28日に、横浜市教職員組合役員を呼び、問題点を指摘した「警告文」を発出しております。あわせて、市立学校において混乱を招くことなく教科書が適切に使用されるよう「教科書の適切な使用等について」という通知を各学校長あてに発出しました。

資料集の回収につきましては、横浜市教職員組合役員に対し、口頭で要請しています。

なお、処分につきましては今後とも不適切な行為があれば、適切に対応してまいります。

担当：横浜市教育委員会事務局

総務課

電話 045(671)3240

教職員人事課

電話 045(671)3244

教職員厚生課

電話 045(671)3247

指導部指導主事室

電話 045(671)3732

横浜市教職員組合(教組)の違法行為に関する情報について(第2号)

平成22年6月7日に受理いたしました情報書「横浜有影藤戸組合(教組)の違法行為に関する情報」につきましては、平成22年6月22日の教員委員会が調査した結果、不備ありと決定しましたのでお知らせします。

不備あり決定についての考え方

横浜有影藤戸組合(教組)が作成した「横浜有影藤戸組合(教組)の違法行為に関する情報」は、横浜市教職員組合とは別の団体と誤って記載

横浜市教職員組合が作成した「中学校歴史資料集」は、適正・公平な手続を経て昨年5月に行った各中学校の教科書採択を支援する内容となっており、使用方法についても各校の中で資料集のみを使用して指導する取組が認められている。この際、教組は、学校ポストは、教育委員会事務局と学校間等の公開連絡の窓口のものである。昨年8月に教組が、私的利用を禁ずる通知をしたにもかかわらずにもかかわらず資料集を配布するため学校ポストを使用した方が不適切であると格付けしております。

このため、平成22年1月22日に、横浜市本議員会を役員を呼び、問題点を指摘し、「資料集」を返却していただきます。おかげで、各校に配布した資料集を各校に返却していただきました。

資料集の返却につきましては、横浜市教職員組合役員に対し、口頭で要請しております。

なお、お返しにつきましては今後とも不適切な行為があれば、通報に対応してまいります。